

平成27年 3月19日

福祉部介護保険課

練馬区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の制定について

## 1 制定の理由

平成25年6月14日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号。以下「分権法」という。）」により、介護保険法（平成9年法律第123号）が一部改正されたほか、関連する法令についても改正が行われた。

これらの改正により、従来、国において定めていた指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について、区の条例で定めることとされた。これを受け、区として新たにこれらの基準について条例を制定する。

## 2 対象とするサービス

本条例が対象とするサービスは、「指定介護予防支援」および「基準該当介護予防支援」である。

### ※ 介護予防支援とは

要支援1・2の方を対象に、地域包括支援センターの保健師等が、どのサービスをどのくらい使うかを定める介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるように、サービス提供事業者等との連絡調整を行うサービス。

### ※ 基準該当とは

指定事業者の要件の一部を満たしていない事業者のうち、一定の水準を満たすサービス提供を行う事業者について、区がそのサービスを保険給付の対象とすることができるもの。

## 3 条例の根拠・基準となる法令

- (1) 介護保険法
- (2) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）
- (3) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）

#### 4 制定の主な内容

分権法による改正後の介護保険法により、区の条例で定めることとされた基準について、つぎのとおり定めることとする。

また、条例の制定に当たっては、省令および施行規則において、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」が示されており（下表参照）、区ではこの区分に従うことを基本とする。

基準の区分	定 義
従うべき基準	当該基準と異なる内容を定めることは認められないが、その基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるもの
参酌すべき基準	当該基準を十分参照した上であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されるもの

##### (1) 「従うべき基準」

###### ア 介護予防支援に従事する従業者に係る基準および員数

- ・従業者およびその員数
- ・管理者

###### イ 介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇および安全の確保ならびに秘密の保持等に密接に関連するもの

- ・内容および手続の説明および同意
- ・サービス提供拒否の禁止
- ・秘密保持等
- ・事故発生時の対応

ウ 介護予防支援事業者の指定に関する基準

- ・事業者として指定を受けるための要件

⇒ 省令および施行規則で定める国の基準どおりとする。

(2) 「参酌すべき基準」

(1)以外の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準および介護予防支援の事業の運営に関する基準

⇒ 介護予防支援事業者としてのサービス提供の精神や必要な事務処理についての基準であり、特段変更する理由がないため、省令で定める国の基準どおりとする。

【制定する基準一覧】

項目		基準の概要	区分
第1章 趣旨および基本方針			
第1条	趣旨	介護保険法に基づき、区における基準該当介護予防支援の事業の人員および運営ならびに基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、指定介護予防支援の事業者の指定に関する基準ならびに指定介護予防支援の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする旨を定めるもの	—
第2条	基本方針	指定介護予防支援事業者が、サービスの提供に当たり利用者に対し配慮すべき事項および関係機関等との連携について定めるもの	参酌

第2章 事業者の指定に関する基準			
第3条	事業者の指定に関する基準	介護保険法第115条の22第2項第1号（介護予防支援事業者の指定）の条例で定める者は、法人とすると定めるもの	従う
第3章 人員に関する基準			
第4条	従業者の員数	指定介護予防支援事業所ごとに必要な従業者（担当職員）の員数を定めるもの	従う
第5条	管理者	指定介護予防支援事業所ごとに置く管理者の要件等について定めるもの	
第4章 運営に関する基準			
第6条	内容および手続の説明および同意	指定介護予防支援事業者が、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し行う、サービス内容および手続の説明および同意について定めるもの	従う（第1項および第2項）
		指定介護予防支援事業者が、重要事項を記した文書の交付に代えて、重要事項を電子情報処理組織を使用する方法等により提供することができる場合等について定めるもの	参酌（第3項から第7項まで）
第7条	提供拒否の禁止	指定介護予防支援事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない旨を定めるもの	従う

第8条	サービス提供困難時の対応	指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない旨を定めるもの	参酌
第9条	受給資格等の確認	指定介護予防支援事業者は、サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無および要支援認定の有効期間を確かめるものとする旨を定めるもの	
第10条	要支援認定の申請に係る援助	指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない旨等を定めるもの	
第11条	身分を証する書類の携行	指定介護予防支援事業者は、当該事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない旨を定めるもの	
第12条	利用料の受領	指定介護予防支援事業者は、サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない旨を定めるもの	

第13条	保険給付の請求のための証明書の交付	指定介護予防支援事業者は、提供したサービスについて利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない旨を定めるもの	参酌
第14条	指定介護予防支援の業務の委託	指定介護予防支援事業者が、介護保険法第115条の23第3項の規定（指定介護予防支援の一部の委託）により事業の一部を委託する場合に、遵守しなければならない事項を定めるもの	
第15条	法定代理受領サービスに係る報告	指定介護予防支援事業者は、毎月、区に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない旨等を定めるもの	
第16条	利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付	指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画およびその実施状況に関する書類を交付しなければならない旨を定めるもの	

第17条	利用者に関する区への通知	指定介護予防支援事業者は、サービスを受けている利用者が、正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるときまたは要介護状態になったと認められるとき等は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない旨を定めるもの	参酌
第18条	管理者の責務	指定介護予防支援事業所の管理者が、事業所の従業者の管理および従業者に基準を遵守させるための必要な指揮命令を行うこと等について定めるもの	
第19条	運営規程	指定介護予防支援事業者が、指定介護予防支援事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程を定める旨定めるもの	
第20条	勤務体制の確保等	指定介護予防支援事業所の従業者の勤務の体制および担当職員の資質向上のための研修の機会の確保等について定めるもの	
第21条	設備および備品等	指定介護予防支援事業者が、サービスの提供に必要な設備および備品等を備えなければならない旨等を定めるもの	
第22条	従業者の健康管理	指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行わなければならない旨を定めるもの	

第23条	掲示	指定介護予防支援事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要等利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない旨を定めるもの	参酌
第24条	秘密保持等	指定介護予防支援事業所の従業者の守秘義務および利用者、その家族の個人情報を利用する場合の同意等について定めるもの	従う
第25条	広告	指定介護予防支援事業者は、事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽、誇大なものであってはならない旨を定めるもの	参酌
第26条	介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等	指定介護予防支援事業者およびその従業者は、介護予防サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨等を定めるもの	
第27条	苦情処理	指定介護予防支援事業者は、自ら提供したサービス等に対する利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない旨等を定めるもの	

第28条	事故発生時の対応	指定介護予防支援事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに区、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない旨等を定めるもの	従う
第29条	会計の区分	指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない旨を定めるもの	参酌
第30条	記録の整備	指定介護予防支援事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない旨等を定めるもの	
第5章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準			
第31条	指定介護予防支援の基本取扱方針	指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない等の基本取扱方針を定めるもの	参酌
第32条	指定介護予防支援の具体的取扱方針	事業所の管理者および担当職員が行うサービスの提供等の具体的な取扱方針を定めるもの	
第33条	介護予防支援の提供に当たっての留意点	介護予防支援の実施に当たり、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう留意しなければならない事項を定めるもの	

第6章 基準該当介護予防支援に関する基準			
第34条	準用  (基準該当介護予防支援に関する基準)	基準該当事業者（指定事業者の要件の一部を満たしていない事業者のうち、一定の水準を満たすサービス提供を行う事業者について、区がそのサービスを保険給付の対象とすることができるもの）が介護予防支援を提供するに当たっての基準を定めるもの	準用する規定の区分のおり
第7章 委任			
第35条	委任	この条例の施行について必要な事項は、別に定める旨を定めるもの	—

## 5 施行期日

平成27年4月1日